

第1回 練馬区区民協働のあり方懇談会

議事概要

日時:平成21年5月25日(月) 午後6時30分～午後8時40分

場所:練馬区役所本庁舎5階 庁議室

《議事次第》

開 会

- 1 委嘱式
 - 2 各委員自己紹介
 - 3 挨拶《練馬区区民生活事業本部長 高橋 覺》
 - 4 座長・副座長の選任
 - 5 案 件
 - (1) 運営についての基本的な考え方について(事務局案)《資料1》
 - (2) 懇談会の検討事項等について 《資料2》
 - (3) 「区民との協働指針」策定に向けた平成20年度庁内検討報告書《資料3》
 - (4) 「練馬区基本構想審議会答申」《資料4》
 - (5) 懇談会開催スケジュール(案)《資料5》
 - ・ 練馬区区民協働のあり方懇談会設置要綱《資料6》
 - ・ 懇談会委員名簿 《資料7》
 - 6 「協働」に関する講義
《大屋幸恵 武蔵大学社会学部教授》
《渡戸一郎 明星大学人文学部教授》
 - 7 その他
- 閉 会

《 出席者（五十音順） 》

雨沼拓也、新木繁男、岩田幸彦、大屋幸恵、小川善昭、金谷潤子
高橋司郎、千葉勝恵、山浦成子、渡戸一郎 (以上10名)

《 傍聴者 》

なし

《議 事》

開 会

■事務局

- ・ 第1回「練馬区区民協働のあり方懇談会」を開催します。ご出席ありがとうございます。この懇談会は区民等との協働のあり方等について、1か月に1回のペースでの開催が予定されています。委員の皆様には協働に関して有意義な審議が展開されることを期待しています。座長、事務局が進行役を務めます。懇談会に先立ち、高橋区民生活事業本部長から委嘱状の交付を行います。

1. 委嘱式

- 高橋区民生活事業本部長から委嘱状を交付

2. 各委員自己紹介

- 各委員による自己紹介

3. 挨拶

- 高橋区民生活事業本部長 —

- ・ こんばんは。区民生活事業本部長の高橋覚と申します。私は昨年4月から区民生活事業本部長ということになりまして、その前は健康福祉事業本部長でありました。

先程、新木さんがおっしゃっていた地域福祉パワーアップカレッジ練馬の仕掛け人のひとりです。結構存知あげている方が多いのですが、渡戸先生とはお久しぶりで、昔、社協のボランティアセンターの運営委員会の委員長をやられておまして、山浦さんとはそこで副委員長、金谷さんとは青少年育成でお世話になりました。千葉さんとは「手をつなご」の会で、大屋先生とは子ども家庭支援計画の懇談会で座長をお願いしておりました。小川会長には大変お世話になるとともにご迷惑をかけました。旧大泉学園高校を東京都の緊急一時保護施設、いわゆるホームレスの方に入っていただくという施設をつくるということで、旧大泉学園高校が廃校になったので、そこを使いたいということで、地元の町会長である小川会長には大変お世話になりました。お蔭様でできあがったわけですが、何とか地域の中で融合できればいいなということで、気をもんでいるところです。なかなかいろいろ厳しい状況がございますが、教育委員会も小中一貫校を指定するというので、不退転でございます。私共としては何とかいい方向へ進めていきたいと考えておるところです。この協働ということで、私共の区民生活事業本部と企画部と一緒に進めていくこととなります。事務局並びに幹事という立場ですので、よろしくお願ひします。

事務局自己紹介

一 事務局職員自己紹介

4. 座長・副座長の選任

■ 委員

- ・事務局の方で案がおありになれば、ご提案いただきたい。委員の皆様方の賛同が得られれば、その方に、座長、副座長になっていただくのが一番良いのではないかと思います。

■ 事務局

- ・「練馬区NPOとの協働指針」策定の際にも座長をお願いしました、大屋先生に座長をお願いしたいと考えています。

《各委員拍手により承認、大屋委員が座長に選任される》

■ 座長挨拶

- ・「練馬区NPOとの協働指針」を作るということになりまして、同様の懇談会がございまして、その時に NPO とかの研究をしておりましたのと、と地元の大学の教員ということもございまして、座長をお引き受けしました。
- ・今回も最後まで協働に関しては責任を持って、きちんと皆さんの意見をまとめる形で区民の皆さんにお示しできればと思っております。
- ・多様な視点をお持ちの皆さんがお集まりですので、皆さんがいろいろな視点から忌憚のないお話いただければ、まさに専門性だとか、この懇談会自体が非常に対等な関係で、より良いものができるのではないかと心強く思った次第です。
- ・新基本構想の答申も協働がひとつのキーワードになっています。10年後の練馬区が今よりもっと魅力的な区になっているかは、今回の懇談会で協働のあり方を検討し、どのように語るのか、考えていくのか、方向付けるのかにかかっていると思いますので、よろしくをお願いします。
- ・設置要綱にありますと、副座長は座長が指名することとなっています。また、副座長は座長に事故があるときは、その職務を代理することとなっています。このような理由から、私と同じく学識経験者でありますし、とりわけボランティアに関しては造詣が深い渡戸委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

《各委員拍手で承認、渡戸副座長が選任される》

■ 副座長挨拶

- ・練馬の地域性を踏まえて、今までの練馬を脱皮するような、半歩進むような形の協働のあり方を提言できたら、いいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

■ 委員

- ・案件に入る前に確認しておきたいことがございます。公募委員は3名おりますが、全員で何名応募があったのでしょうか。

■ 事務局

- ・公募委員は10名の応募がございました。

5. 案件

■ 事務局

- ・運営についての基本的な考え方について（事務局案）《資料1》に基づき説明

■ 座長

- ・ありがとうございました。それでは、1の会議の公開についてご意見がある方はいらっしゃいますか。それでは基本的に公開ということによろしいでしょうか。2の議事録の公開については、いかがでしょうか。

■ 委員

- ・当然です。

■ 座長

- ・はい、当然という声もございましたので、基本的に公開ということ、よろしいですね。続いて2の議事録の公開についてはいかがでしょうか。

■ 委員

- ・当然です。

■ 座長

- ・当然という声もございましたので、議事録確定するまでに一度送ってもらうことが多いのですが、その時には個人名が入った形ということで、よろしいですね。

■ 事務局

- ・そうです、委員の皆さんの確認できる形で。公開する際には、委員という標記になっているケースが多いというのが現状です。

■ 委員

- ・今日、ちょっとインターネットで見ましたが、前のNPOの時は名前が入っていましたね。

■ 事務局

- ・NPOの時は確かに、個人名を標記していました。現在は標記しないケースが多いのですが、委員の皆さんが標記することを希望するようでしたら、標記するよういたします。

■ 委員

- ・希望はしません。

■ 委員

- ・基本的に昔は入れていた。ところがここ数年入れなくなったってきた。入れる方がすくなくなったという傾向なので、この原案の通りでいいと思う。

■ 座長

- ・はい、ありがとうございます。それではホームページ等で公開する際には、個人名は標記しないで、委員という標記で公開していきたいと思います。

議事録については、事務局で作成して、次回開催通知に同封すると、その時には個人名があるということですので、次回開催までに異論のある方はおっしゃってくださいということです。

最後に今日は傍聴人がお見えになっていませんけれども、傍聴者からの意見の聴取についてですけれども、いかがでしょうか。記載の通りでよろしいでしょうか。

■ 委員

- ・この3番ですが、ほんとに皆さん考えた結果いいのかどうか。ここはかなり真剣に考えないといけないと思いますよ。私も迷っています。

■ 座長

- ・どういう点で迷っていらっしゃるでしょうか、具体的にありましたらお願いします。

■ 委員

- ・今回の協働というテーマを考えた場合に傍聴人が大勢になる可能性がある。光が丘の小学校の統廃合の検討会議でも、最初は傍聴人が多かった。もちろん傍聴人はその場で発言はしないし、発言しようとしても座長が止めていた。政治的な動きをされたり、団体、グループで来られたりすると、この懇談会そのものが、ざっくばらんに話ができるかどうかの懸念が残るので、私も迷っています。なので、皆さんからご意見を出していただいて、そのうえで私も判断したいと思います。

■ 座長

- ・ありがとうございます。そのようなご懸念があるということで。他にいや大丈夫だよとか、皆様の積極的なご意見があれば、よろしくをお願いします。

■ 委員

- ・事務局として出した理由をもう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

■ 事務局

- ・基本構想の審議会を含め他の懇談会でも同様の対応をしている場合が多いということ。また、区民の代表の方の懇談会ということで、参加できなかった方も現実にいらっしゃるわけで、そうした方の意見も受け止める必要があると考えたこと。傍聴人のご意見も懇談会で参考にできるという形にしておくことが、最近の懇談会のスタイルでもありますので、このような形で提案させていただいています。

■ 座長

- ・傍聴の人数制限は何名になりますか。

■ 事務局

- ・今回は10名ということにさせていただきましたが、この庁議室で開催する場合は、実際には10数名の傍聴が可能だと思います。

■ 座長

- ・他に何か気になる点がありましたらどうぞ。傍聴して、意見を言う、表現する機会が何もないというのも、難しい問題が発生する可能性がある場合もありますので、懇談会終了後に記入していただいたものだけを参考にすると。それを必ずしも次の懇談会で検討しなければならないというわけではないのですが、気になることとか、納得できるような意見の場合は検討の遡上に載せるというような方向で考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

■ 委員

- ・その場合は匿名も認めるのか。

■ 事務局

- ・お名前を書く欄はありますけれども、これを書かなかったからといって、意見として無効であるという取り扱いはしていませんので、意見としては受け止めさせていただきます。それを取り上げるかどうかは必要に応じて、議論の参考にできるということです。懇談会そのものを妨害するという、高橋委員のご懸念のような意見が出た場合は、この会として必要がないと判断すれば、参考にしないことができるということであると思います。

■ 座長

- ・よろしいですか。

■ 委員

- ・はい、ここで時間をつかってももったいない。

■ 座長

- ・それでは続いて「懇談会の検討事項等」という資料2について説明していただきたい。こちらは、この懇談会の役割などの事項に説明になりますので、事務局からお願いします。

■ 事務局

— 懇談会の検討事項等について《資料2》に基づいて説明—

■ 座長

- ・事務局、ありがとうございました。今、説明していただきましたように最終的には、皆様のご意見を集約して、「提言」という形で区長に提出するという事になったおりますので、落とし所とかを考えずに、問題点は問題点ということでクリアーになるのが大切だという事務局の方針をいただきましたので、活発なご審議をお願いしたいと思います。
- ・限られた時間の中で、テーマに関しては、議論を進めてまいらなければなりませんので、会の進行へのご協力も改めてよろしくお願いします。何か質問はございますでしょうか。
- ・「練馬区基本構想審議会答申」については、この後、担当の森田課長から詳しい説明がありますので、続いて案件の3に進んでよろしいでしょうか。それではつぎに、これ

からの検討の際の重要な資料になる、練馬区の庁内検討組織で昨年度検討、作成した、「区民との協働指針策定に向けた平成20年度庁内検討報告書」について事務局から概要の説明をお願いします。

■ 事務局

- ・— 「区民との協働指針」策定に向けた平成20年度庁内検討報告書《資料3》に基づき説明 —

■ 座長

- ・ありがとうございました。内容については次回から細かく検討していくわけですか、何か気になった点や、ここだけは今は聞いておきたいということがありましたら、どうぞ。

■ 副座長

- ・ひとつだけ伺いたいのですが、協働のパートナーの①の「区民」というのは、通勤通学、あるいはこちらで活動をしている人を含むというように考えてよろしいのでしょうか。あるいは狭く練馬区に住んでいないと区民ではないとお考えでしょうか。今回のタイトルは「(仮称) 区民との協働指針」とあるので、「区民」の考え方を確認しておきたいと思います。実質的には区民以外の方も団体に入っていて、事業者にも入っていますね。区民を広く捉えて、今回の検討課題の検討を進めていいのかどうかについてだけ、確認しておきたいのですが。

■ 事務局

- ・今回、協働のパートナーと想定しておりますのは、練馬区をより良いまちにしていくなために活動している方がパートナーであるのかなと認識してございます。地縁団体に関しましては区民の方というように限定されると思いますが、場合によっては区外の方がそのような活動に参加している場合もあると思いますので、そういった場合は協働のパートナーと言えるのかなと考えております。

■ 副座長

- ・「(仮称) 練馬区の協働指針」をつくるとなると「区民」は誰なのかということが問われると思います。こういう名称で行くのか、もうちょっと違う名称にするのか、それがひとつ、みそかなと。

■ 事務局

- ・ご指摘を踏まえて整理させていただければと思います。

■ 委員

- ・非常に重要なポイントを突かれたと思います。といいますのは、数年前に「自治基本条例」を検討する中でこれだけで一回の会議が終わってしまうくらい大きな問題になりました。区民という定義を突っ込んで考えると大変なことになる。あいまいにするならあいまいにする。要するに練馬区に通勤、通学して入ってくる昼間の人たち、あるいは逆に昼間はいないけど寝に帰ってくる人達。もうひとつは外国人登録をしてい

る人達。この辺を含めて考えておかないと、落とし穴になってしまうと思います。大変、素晴らしいご指摘だと思います。

■ 副座長

- ・参考までに新宿区の場合は「活動区民」というように入れています。もちろん通勤、通学者も入れていますけど。新宿はNPO法人がたくさんあるのですが、区外から来ている人が多いんです。新宿は活動区民ということで、練馬の場合はどういった考えで、区民というのを理解するのかどうか、今日は質問だけでいいのですが。

■ 委員

- ・もう一つよろしいでしょうか。協働事業の一覧表で抜けているのもありますね。例えば防災課の避難拠点なんかも抜けていますよね。これは非常に重要なポイント。他にも抜けているのがあるのかもしれない。

《確認したところ防災課が主管している「防災訓練事業」の中のひとつの項目として取り上げられていた》

■ 事務局

- ・今のご指摘はそのとおりでございまして、調査をかけさせていただいたのですが、それぞれの主管課でどのように協働を受け止めているかということの捉え方も結果として判明してくる。ですからご指摘の通り他にもございます。そこら辺も含めて、私達は職員の意識改革が大きな課題であると考えております。

■ 座長

- ・よろしいですか。今日は区民に関しては、これから説明していただく森田課長が主におやりになった、新基本構想でも非常に大きな問題でございましたので、すぐに答えを出すということではなくて、この会が終わるまでに、皆さんがそれぞれお考えいただきたいと思います。なんでこのような言い方をするかと申しますと、協働事業の形態でも、どうしてもこれを入れておかないと、また、こういう団体を想定しておかないと、なかなかうまくいかないよ、ということも徐々に出てくると思います。その辺のところはいろいろな考えもあると思いますので、おいおい答えを出していくようにしたいと考えております。よろしいでしょうか。それではつぎに、先日、区長への答申を行った、「練馬区基本構想審議会答申」について、担当の森田課長からご説明お願いします。

■ 基本構想担当課長

- ・資料4ということ答申そのものをご用意させていただいておりますので、こちらは何ページにも渡りますので、私からは協働に関わる部分を説明させていただきます。

—「練馬区基本構想審議会答申」《資料4》—に基づき説明

■ 座長

- ・森田課長、ありがとうございました。今、説明にもありましたけれども、地域コミュニティーあるいは活性化ということに関しては、この懇談会ではとりあえず検討しな

い。それについては改めて来年度委員会等が設置される予定であるということですね。

■ 事務局

- ・その予定でございますので、よろしく申し上げます。

■ 座長

- ・この懇談会は協働ということに関して、区民と行政の協働のあり方とその進め方について皆さんと審議を重ねていくということです。つつい地域コミュニティー協働は密接な関わりがあるので、皆さんその辺のご経験もあるので、お話をしたいというお気持ちがあるのも十分承知しておりますが、できるだけ協働のあり方、進め方というところでご審議いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。案件の5番に移らせていただきますが、懇談会の開催スケジュール案ですけれども、確認をお願いしたいと思います。

■ 事務局

- ・資料5のスケジュールですけれども、説明させていただいた通りでございます、6月から10月まであと4回ですね、報告書に沿ってご議論いただくということでございます。よろしく申し上げます。

《次回の開催は調整の結果6月23日（火）の午後6時30分と決定した》

資料5の懇談会開催日程につきましては、先ほど説明がありましたとおりですので、再度、確認をお願いします。

それではつぎに、私と渡戸先生からの協働に関する講義に移りたいと思います。

《 講 義 》

■ 座長

- ・ご静聴ありがとうございました。質問はございますでしょうか。

■ 委員

- ・区長への提言書はどこでつくるのですか。たたき台は事務局でつくるのですか。

■ 事務局

- ・その予定です。

■ 委員

- ・中間支援組織とはどういったものでしょうか

■ 副座長

- ・異なるセクター間を連携していくうえで、その推進をおこなったり、調整を行ったりするということで、総合的な中間支援組織としては市民活動センターとか、NPO推進センターですね。あるいは、ボランティア市民活動センターとかそういったものがあります。個別のテーマ型の中間支援組織としては、環境パートナーシップセンターとかですね、多文化共生センターとかですね。両方とも重要です。

■ 基本構想担当課長

- ・自治基本条例の話もいくつかいただきましたが、懇談会から提言をいただきまして、そ

の後具体的に目に見える活動がなされていないのではないかということかと思いますが、区では行政改革推進プランの中でも22年度までに策定をするということで、取り組みを進めていますので、そちらも並行して進めていくということをご理解いただきたい。その中でもこちらの懇談会のご提言についても参考にさせていただくものもあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

■ 座長

- それではより一層頑張らなくてはならないということですので、よろしいでしょうか。今回はこの報告書に沿って検討をくわえていくということですので、「協働の基本的な考え方について」と「20年度の庁内協働事業状況調査」とその結果から分析した、「現状協働事業の成果と課題」について、審議をしてみたいと思っておりますので、皆さんよくお読みいただいて、ご検討いただきたいと思っております。なお、次回の審議にあたり事前に資料の要求などがありましたら、どうぞ、お知らせください。なにか全体を通じてありますでしょうか。

本日の懇談会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

— 閉会 —